

日常生活用具に「イヤーマフ・デジタル耳栓」を追加しました

発達障がいや精神障がいにより、周囲の音が苦痛に感じる聴覚過敏の方の日常生活を支援するため、令和8年4月1日より、「イヤーマフ・デジタル耳栓」を日常生活用具の給付対象品目に追加しました。



給付の対象となる方

- ① 愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、聴覚過敏の方
➤愛護または精神手帳（有効期間内のもの・更新手続き中のもの）をお持ちの方は、意見書不要です。
- ② 医師により聴覚過敏があると認められる方（要意見書）
➤意見書様式は障がい福祉課窓口でお渡しします。



給付内容

性能	基準額	耐用年数
聴覚過敏に対応できるもの	6,800円	3年

○申請に必要なもの

- ☐ 見積書
- ☐ 希望する商品カタログのコピー
- ☐ 愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 意見書（手帳未所持者のみ）



お問い合わせ

八戸市 障がい福祉課
障がい福祉グループ
TEL:43-9106 FAX:22-4810